

## 妊婦健康診査受診料の償還払いに関する実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、平塚市妊婦健康診査実施要綱（平成21年4月1日施行。以下「実施要綱」という。）第4条第5項後段及び第6項の規定に基づく妊婦の健康診査（以下「健康診査」という。）の費用の補助（以下「健康診査費用の補助」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助の方法及び金額)

第2条 健康診査費用の補助は、実施要綱第2条に規定する対象者が医療機関に支払った健康診査に要した費用を、実施要綱第4条第3項各号に規定する額を限度として、本市が当該対象者に償還する方法により行うものとする。

(償還金の申請及び支払)

第3条 前条の規定による償還金の請求をしようとする者は、市長が指定する請求書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。ただし、申請期限は、健康診査の最終受診日から1年以内とする。

- (1) 平塚市妊婦健康診査費用補助券
- (2) 平塚市妊婦健康診査費用追加補助券
- (3) 領収書の写し

2 市長は、前項の請求書を受けたときは、速やかに、内容を審査の上、適当と認められたものについては、償還金の支払をするものとする。ただし、平塚市暴力団排除条例（平成23年平塚市条例9号。以下「条例」という。）第8条に基づき、条例第2条第2号、同条第4号又は同条第5号に該当する者は、償還金の支払対象外とする。

(補助対象からの排除)

第4条 市長は、平塚市暴力団排除条例（平成23年条例第9号）第8条に規定する必要な措置として、次の各号のいずれかに該当するものは、補助金等の交付の対象としないものとする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団

(3) 法人であって、代表者又は役員のうち暴力団員に該当する者があるもの

(4) 法人格を持たない団体であって、代表者が暴力団員に該当するもの

2 市長は、交付の決定を受けた者が前項各号のいずれかに該当する場合は、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付された補助金等の全部若しくは一部を返還させることができる。

3 市長は、必要に応じて、補助金等の交付の申請をした者又は交付の決定を受けた者が第1項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。

(不正利得の返還)

第5条 偽りその他不正の手段により償還金の支払を受けた者があるときは、市長は、その者から償還金の全部又は一部を返還させることができる。

附 則

この要綱は、平成22年10月1日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、決裁の日（平成26年3月31日）から施行する。

(有効期限)

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。